少子高齢時代の柔軟な財産管理と相続対策

財産管理と非常の新たなツール「家族自民」時間也多力

2016年

① 10/8(土)14:00~16:00 青年文化センター 研修室3 25名

(2) 10/15 (\pm) 14:00~16:00 あすと長町会議室 会議室② 25名

③ 10/23(日)11:00~13:00 五橋・福祉プラザ 第4研修室 20名

④ 10/30(日)14:00~16:00 エル・パーク仙台 セミナー室 25名

※お申込時に希望する会場をお知らせ下さい。(4会場とも同一内容・予約制)

PROGRAM

『家族信託』って、ご存知ですか?

第1部 脚光を浴びる『家族信託 』・・・実は、こんなメリットがあります!

【その1】少子高齢社会に適した柔軟な財産管理と長寿リスクの回避

【その2】不動産オーナー・事業主・経営者の財産相続と事業承継対策への活用

- <具体的メリット> ◇ 認知症・寝たきりによる資産凍結リスクの回避
 - ◇ 家族間における柔軟な財産管理と数世代に渡る財産承継
 - ◇ 遺言効果による争続回避と円滑な事業承継
 - ◇ 不動産の共有問題・空き家対策への備え
 - ◇ 障害を持つ子供のための親亡き後の生活資金サポート

「なぜ、今、家族信託なのか?」「家族信託を活用しないと、資産はどうなる?」「家族信託の仕組み」等 第1部では、家族信託の基礎から活用するための基本ポイントについて解説していきます。



講 師 飯川 則夫 (株)BITキャピタルパートナーズ 行政書士 飯川則夫事務所

【保有資格】

- ・行政書士 · CFP®
- ·家族信託専門士 · 相続士
- ・認定不動産コンサルティングマスター
- ・宅地建物取引士 ・マンション管理士
- ・不動産証券化協会認定マスター 等

第2部 想いをカタチに -家族信託の上手な活用法-

- ◇ 介護医療や施設入居が必要になったとき、誰が費用を負担しますか?
- ◇ 認知症や寝たきりになったとき、預金や不動産はどうなりますか?
- ◇ 自身や配偶者が亡くなった後、財産を渡したい人はいますか?
- ◇ 長男夫婦に子供がいないとき、築いた財産はどうなりますか?
- ◇ 数世代先まで考慮した相続対策を知っていますか?
- ◇ 障害を持つ子供や親族の「自身亡き後」の生活支援対策は?
- ◇ 高齢で金融機関から借入ができず、相続対策に困っていませんか?

「家族信託」には、上記の問題や課題を解決できる可能性があります。 ご自身の生活の中で「家族信託」をどのように活用していくことができ るのか、一緒に考えてみませんか?

ワンポイント

「家族信託」は、家族間における財産管理や将来の相続を円滑に 行うため、信託契約により、親や高齢者(委託者)が子供や親族 (受託者)に財産の管理処分権を預けておく仕組みです。

東北・仙台の財産管理パートナー

株式会社 BITキャピタルパートナーズ

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目3番11号 Human青葉通ビル 9F

【お申込み・お問い合わせ先】

フリーダイヤル:0120-775-203

TFI:022-724-7643 FAX:022-724-7659 Mail:info@bit-capital.co.jp URL:http://bit-capital.co.jp/